

ねんきんだより



問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

2年以上の受け取りで元がとれる付加年金制度

付加年金制度は、定額の国民年金保険料に加えて付加保険料を納めることにより、受給する年金額を増やすことができる制度です。

①付加保険料として納める額

定額の国民年金保険料 月額 16,590 円 (令和 4 年度) + 付加保険料 月額 400 円

②将来受け取る年金額

老齢基礎年金 ※支払期間によって受取金額は異なります + 200 円×付加保険料納付月数

【付加保険料を40年間(480か月)納めた場合】

納める付加保険料の総額は… 400円×480月=192,000円

毎年受け取ることができる付加年金額は… 200円×480月=96,000円

⇒付加年金を2年受け取れば納めた付加保険料の総額と同額となるため、将来的に大変お得です。

<納めることができる方>

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)
- ・産前産後免除期間に該当の方

以下の方は付加保険料を納めることができません。

- ・国民年金保険料の免除または猶予を受けている方
- ・国民年金基金に加入されている方

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012
 保険健康課 0495-77-2113
 地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。
 予約受付専用番号 0570-05-4890

町営中居住宅入居者募集

問合せ 地域総務課 庶務担当 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848

募集戸数 2階3戸 所在地 下阿久原1055-1

住宅使用料 月額45,000円(他に共益費3,000円)

※18歳以下のお子さんを養育中の場合は最大2万円の減免措置有

敷金 月額使用料の3か月分

入居資格 ①現に同居または同居しようとする親族があること

②入居しようとする世帯全員の合計所得月額が15万8千円以上48万7千円以下であること

③町税などを完納し得る能力を有し、現に滞納がないこと

④暴力団員でないこと

※単身者の方でも条件により入居可能です。詳細はお問合せください。

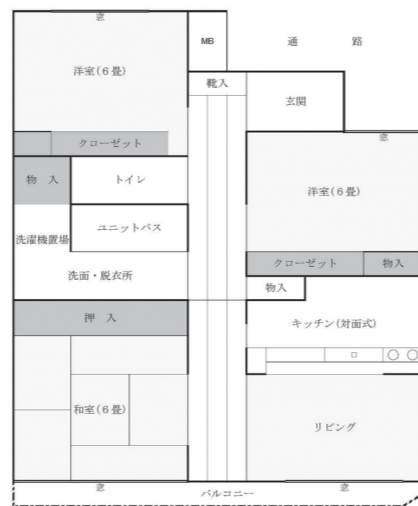
申込方法 入居申込書に必要書類を添付し、地域総務課へ提出

※申込多数の場合は抽選で入居者を決定します。

募集締切 10月31日(月)

※締切以降に空室のある場合は随時募集とします。

その他 平日は室内見学も受け付けています。(午前9時から午後4時まで)



間取り図(一例)



外観

「成年後見相談ダイヤル」をご利用ください

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX0495-74-1156

高齢者や障害者のお金、不動産、相続、成年後見などの電話相談に応じます。利用料は無料です。「どこに話していいのかわからない。」「こんなことを相談してもいいの?」と思うことでも構いません。



また、自分のことではなく、家族のことでもお気軽にご相談ください。

【成年後見制度とは?】

認知症、知的障害、精神障害などの方々は、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このようなひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

【相談内容の具体例】

- ・認知症の父の入院代を本人の口座から支払いたいが、銀行で「成年後見人が必要」と言われた。
- ・高齢の母が最近、必要のない高額物品を何度も購入している。何かの詐欺にあっているみたい…
- ・知的障害をもつ子どもがいるが、自分が亡くなった後のことが心配…
- ・「成年後見」ってたまに聞けどどんな制度?費用はいくらかかるの?

相談無料

成年後見相談ダイヤル

秘密厳守

☎0120-235-833(フリーダイヤル)

受付:平日の午前9時~午後5時

※神川町、美里町、上里町に在住もしくは在勤の方、そのご家族がご利用できます。

※ご相談いただいた内容や個人情報には適正に管理しますので、第三者に漏れることはありません。

※係争中の案件に関するご相談には対応できません。

※オペレーターが相談内容をお聞きした後、相談員から折り返しご連絡します。

「成年後見なんでも電話相談」を実施します!

成年後見制度について知りたい方、利用をお考えの方の疑問に、後見の実情に詳しい弁護士、司法書士、社会福祉士がお答えします。

日時 10月22日(土) 午前10時~午後4時

相談用電話番号 ☎048-845-3185(当日のみ)

問合せ 埼玉県地域包括ケア課

☎048-830-3251(当日は相談用電話番号へお電話ください)

